

市川市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例施行規則

平成17年3月30日

規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、市川市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例(平成17年条例第7号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共の用に供する場所)

第2条 条例第2条第3号の規則で定める公共の用に供する場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 市の公の施設並びに市の庁舎等の事務所及び事業所
- (2) 道路に準ずる通路
- (3) 鉄道の駅の自由通路

(設置利用基準の届出等)

第3条 条例第3条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 画像の保存方法及び保存期間
- (2) 画像の漏えい、滅失又はき損の防止その他の画像の安全管理のために必要な措置
- (3) 苦情処理の手續
- (4) 条例第4条第1項に規定する防犯カメラ管理責任者の選任

2 条例第3条第1項の規定による届出は、当該届出に係る防犯カメラを設置しようとする10日前までに、市川市防犯カメラ設置利用基準届(様式第1号)を市長に提出して行わなければならない。

3 条例第3条第1項第5号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 犯罪の予防に関する自主的な活動を行う団体
- (2) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第7条第1項に規定する鉄道事業者

4 条例第3条第2項の規定による届出は、同条第1項の規定による届出の内容を変更した日から10日以内に、市川市防犯カメラ設置利用基準変更届(様式第2号)を市長に提出して行わなければならない。

(防犯カメラ廃止届)

第4条 防犯カメラ設置者は、条例第3条第1項の規定による届出に係る防犯カメラの使用を廃止したときは、当該廃止した日から10日以内に、市川市防犯カメラ廃止届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(勧告)

第5条 条例第6条の規定による勧告は、防犯カメラの適正な設置及び利用に関する勧告書(様式第4号)により行うものとする。

(違反事実の公表の方法)

第6条 条例第7条の規定による公表は、次に掲げる事項を市の広報紙及びウェブサイトに掲載することにより行うものとする。

(1) 違反者の氏名及び住所(団体にあつては、名称、事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 違反の内容

(3) 勧告の内容

(4) 弁明の内容

(5) その他市長が必要と認める事項

(身分証明書)

第7条 条例第8条の規定により、関係人に質問し、又は関係人から報告を徴する職員は、身分証明書(様式第5号)を携帯し、当該関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(運用状況の公表の方法)

第8条 条例第10条の規定による公表は、市の広報紙及びウェブサイトに掲載することにより行うものとする。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。